

2026年6月23日

文部科学省初等中等教育企画課長
黄地吉隆殿

公益財団法人 日本 AED 財団理事長 三田村秀雄



学校現場における教員の携帯電話所持禁止措置に対する懸念について（要望）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より日本 AED 財団の活動に関しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今大きな社会的課題となっております学校内における盗撮問題に関し、教員の携帯電話の所持や持ち込みを制限・禁止する動きが、一部の学校や自治体教育委員会において見られます。児童生徒の安全を確保するための対策の重要性については深く認識するものでございますが、一律の通信制限措置は、緊急時の速やかな連絡を困難にし、子どもの心停止時における初期救命対応を著しく遅らせてしまう重大なリスクを内包していると危惧しております。

学校現場において一分一秒を争う救命の局面が存在すること、そして現場からの即時かつ克明な連絡と情報が子どもたちの命を守ることに直結する鍵であることは、社会一般に広く認識され、その体制は誰もが求める重要な要請であると確信いたします。

そこで誠に僭越ながら、日本 AED 財団といたしましては、通信機器の一律禁止措置がもたらす危機管理上の課題について慎重な見直しを行っていただきたいとの願いを込め、別紙の通り緊急提言書を提出させていただきます。

なお、本提言の趣旨につきましては、広く社会の共通認識とするため、報道機関等をはじめとするメディアに対しても同時に周知を図る所存です。

何卒、本提言の趣旨をご賢察いただき、学校現場における子どもたちの確実な生命安全の確保に向けて、格段のご配慮と適切なお指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

緊急提言：学校現場での教員の携帯電話所持禁止措置がもたらす深刻なリスク

——子どもの「命」を守る危機管理の視点から——

公益財団法人 日本 AED 財団

最近、一部の学校や教育委員会において、教員による児童生徒への盗撮事案への対策として、私物の携帯電話を教室、プール、体育館など子どもたちが活動する場所へ持ち込むことを禁止する動きが見られます。卑劣な盗撮行為は決して許されるものではなく、厳格に排除されるべきであることは言うまでもなく、学校が子どもたちにとって絶対的に安全・安心な場所であるべきだという原則に、いささかの異論もありません。しかしながら、この問題への対症療法として「教員から通信手段を奪う」という措置は、学校現場に別の重大な危機をもたらしかねません。すなわち、「携帯電話がないために、救えるはずの重大な命を救えなくなる」という、極めて深刻なリスクです。

子どもの安全安心の根幹は、何よりもまず「子どもの命を守ること」にあります。当財団は、学校内での突然死をゼロにすることを目指し、AEDの普及や救命教育の推進に努めてまいりました。不整脈による心停止が発生した場合、電気ショック(AED)の実施が1分遅れるごとに救命率は約10%ずつ低下します。一分一秒を争う状況下では、直ちに119番通報を行うとともに、校内においても応援を呼び、AEDを届けてもらわなければなりません。現在、ほとんどの学校にAEDが設置されていますが、当財団では、AEDを2分以内に確保し、電極パッドの貼付などを行い、倒れてから合計3分以内に電気ショックを施すことを推奨しています。第一発見者は心停止が疑われた際、現場を離れずに直ちに胸骨圧迫を開始し、絶え間なく続ける必要があります。そのため、現場を離れてAEDの設置場所まで往復するよりも、通信機器を用いて誰かにAEDを届けてもらう方が、はるかに時間の節約になります。

さらに、119番通報の際、通信指令員からは傷病者の状態に応じた胸骨圧迫やAEDの使用方法について、具体的な口頭指導(アドバイス)を直接受けることができます。そこでは「事案の発生時刻」「倒れる前の様子」「呼吸の様子」「負傷の有無」「痙攣(けいれん)の有無」といった具体的な情報が極めて重要となるため、目の前の状況を説明できる現場からの通報が欠かせません。協力者がいない状況であれば、携帯電話を脇に置いてスピーカーフォン機能で通話しつつ、胸骨圧迫の手を緩めることなく救命処置を継続する必要があります。これまでも実際に、教員が現場から携帯電話で直接、119番指令室からの助言を受けたりすることで、多くの貴重な命が救われてきました。事故が発生したその現場から移動することなく、即座に通報・受電できる環境こそが、救命の成否を分けます。盗撮防止のために一律で携帯電話の所持を

禁じ、「緊急通報のために一度職員室に戻らなければならない」とするような体制は、危機管理の観点から看過できるものではありません。

学校現場には、突然の心停止のリスクだけでなく、予期せぬ不慮の事故や給食時のアナフィラキシーショック、あるいは不審者の侵入や、近年の野生動物(熊など)の出没といった、多様な脅威が潜んでいます。直近では学校内の火災で多数の児童と教員が逃げ場を失うという緊迫した場面もありました。学校保健安全法第 26 条は、学校に対し、児童生徒等に生ずる危険を防止し、適切な対処ができる体制を整えるよう義務付けています。安易な通信機器の禁止措置は、この「子どもの命を守る」という学校が負うべき最も重要な法的・道義的責任を形骸化させる恐れがあります。

当財団では、子どもたち自身が「他者の命を救える人間」へと育つための救命教育の徹底も訴えています。子どもたちの前に立つ教員には、いざという時に命を守る盾となるよう、緊急通報用の通信端末を常に所持していただきたいと考えます。それが結果として、子どもたちに「命の尊さ」と「危機への備え」を教える、貴重な教育機会にもなるはずです。

私たちは、盗撮をはじめとする学校内犯罪の根絶に向けた実効性のある対策を強く求めると同時に、それによって子どもの命を救うための「1分1秒」が犠牲にされることのないよう、教育関係者および社会全体に対し、学校における適切な通信手段の確保と危機管理体制の再考を強く提言いたします。